

災 害 防 止 規 則

一人親方勞災保險組合

第1章 総則

第1条 (目的)

本規則は建設業における労働災害防止に関する事項を定め、組合員の安全と健康を確保することを目的とする。

第2条 (遵守義務)

組合及び組合員は法令を遵守するとともに、本規則を誠実に守らなければならない。

第3条 (安全衛生管理)

- 1 安全衛生管理に関する責任者（以下「安全衛生管理責任者」という）は、理事の中から理事長が指名する。適当な者がいない場合は理事長がこれに当たる。
- 2 安全衛生管理責任者は作業場、作業方法等について定期的に点検するほか、組合員の危険又は健康障害を防止するための措置、組合員の安全衛生教育の実施、健康診断その他健康管理に関する事項、労働災害の原因調査及び再発防止対策を行うものとする。
- 3 組合員は安全衛生管理責任者の指示に従わなければならない。

第2章 安全衛生

第4条 (安全衛生心得)

組合員は作業にあたっては次の事項を遵守しなければならない。

- ① 組合員は作業前に準備体操を行うこと
- ② 作業前はその日の作業内容を熟知し、材料・器具の点検を確実にを行うほか、安全装置の点検も行うこと
- ③ 機械に巻き込まれやすい腰手ぬぐい、首手ぬぐいはしないこと
- ④ 破れた作業服は着用しないこと
- ⑤ 素足や下駄履き等安全上問題がある履物で作業しないこと
- ⑥ 手袋は作業内容に適したものを使用すること
- ⑦ ポケットには鋭い刃物等危険な物や燃えやすい物はいれないこと
- ⑧ 自身の作業に関係のない機械・器具・工具は使用しないこと
- ⑨ 機械等を使用しての作業中、やむを得ず作業場を離れるときは機械の運転を止め、工具を片付けること
- ⑩ 夜間での作業は周りに注意すること
- ⑪ 作業終了後は整理整頓を心がけ、機械・器具・工具の点検・掃除を行うこと
- ⑫ 暑熱・寒冷・多温その他安全衛生上有害な作業場については、作業時間や作業方法等に十分に考慮した上で作業すること
- ⑬ 負傷したときは、ケガの大小や痛みの有無にかかわらず、直ちに医師の治療を受けること
- ⑭ 暴風雨等の悪天候のため作業の危険が予想されるときは作業を中止すること

第5条（墜落防止）

組員は高さが2m以上の箇所で、墜落の危険がある作業を行う場合には、足場を設け、85cm以上の丈夫な構造の手すり及び中さん等を設けなければならない。ただし、足場を設けることが困難な場合には、防網を張り、安全帯を使用する等墜落による危険を防止するための措置を講じなければならない。なお、足場の設置にあたっては次の点に留意しなければならない。

- ① 足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に作業を行う箇所に設けた足場に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等を点検しなければならない。
- ② 作業床の床材は損傷、変形、腐食がないかどうか点検すること
- ③ 足場の構造及び材料に応じた作業床の最大積載荷重並びにそれに載せる主な材料等の種類ごとの最大数量を表示すること。
- ④ 作業床の破損を防止するため、作業床に物を載せる場合には、集中荷重又は著しい衝撃を与えてはならない。
- ⑤ 腕木、布、はり、脚立その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によって破壊するおそれのないものを使用すること
- ⑥ 作業床の床材はつり足場の場合を除き、幅は40cm以上とし、床材間のすき間は、3cm以下とし、転位し、又は脱落しないように2以上の支持物に取り付けなければならない。
- ⑦ 作業に応じて移動する場合で、材料としての足場版の幅が20cm以上、厚さが3.5cm以上、長さが3.6m以上のものを使用する場合は、足場板を3以上の支持物の上に取り付けなければならない。また、足場板の支点からの突出部の長さは、10cm以上とし、かつ労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、足場板の長さの18分の1以下とすること。
- ⑧ つり足場については、動揺、転位等を防止するための措置を講じること。また、つり足場の上で、脚立、はしご等を用いて作業してはならない。

第6条（安全帯の使用）

組員は高さが2m以上の箇所で作業を行う場合には、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じなければならない。安全帯は十分な強度を有し、損傷のないものを使用しなければならない。なお、安全帯は定期的に損傷、変形、腐食等使用に問題がないか点検し、異常があるときはただちに補修又は交換しなければならない。

第7条（保護具）

組員は作業にあたって必要あるときは保護具を使用し、その取扱には次の事項に留意しなければならない。

- ① 電気溶接・ガス溶接等を行う際は保護メガネを使用すること
- ② 音の激しい場所では耳栓を使用すること
- ③ 粉塵の多い場所や有害なガス・蒸気の発生する場所では、その状況に応じた保護マ

スクを使用すること

- ④ 機械作業や玉掛作業その他物が落下する恐れのある場所で作業する場合は安全帽を使用すること
- ⑤ 高熱物や毒物等を取り扱う場合は、保護手袋やゴム長靴等を使用すること
- ⑥ 保護具は定期的に損傷、変形、腐食等使用に問題がないか点検し、異常があるときはただちに補修又は交換しなければならない。

第8条（工具の取扱）

組合員は作業にあたって工具を使用するときは次の事項に留意しなければならない。

- ① 工具はそれぞれの作業に適した工具を使用すること
- ② 工具は使用前に必ず点検し、不完全なものは絶対に使わないこと
- ③ 工具を丁寧に取扱い、不良工具はただちに補修又は交換すること
- ④ 工具を機械・足場・作業台等の落ちやすい場所、又は他の者が工具に躓いてケガをするなど災害が発生する恐れのある場所に置かないこと
- ⑤ 工具の受け渡しは丁寧にすること

第9条（除染等の作業）

除染等の作業をするにあたっては、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成23年12月22日基発1222第6号）」に基づき、被ばく線量管理、汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置、労働者教育のうち、必要な事項を実施することとする。

第10条（健康診断）

組合員は自己の健康の保持増進のため毎年健康診断を受診し、健康管理に努めなければならない。

第3章 その他

第11条（法令遵守）

組合員は労働安全衛生法、労働安全衛生規則に定める安全衛生管理体制、有資格者の選任、機械等及び有害物に関する規制、機械による危険の防止、型枠支保工、爆発・火災等の防止、電気による危険の防止、墜落・飛来崩壊等による危険、通路・足場等、作業構台、保護具等、温度及び湿度等に関する事項を遵守しなければならない。

附則

- 1 この規約は、組合が一人親方団体として労働局の認可を受けた日から施行する。